



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 405 道路の区域変更 (道路保全課)
- 406 新道路の供用開始等 (")
- 407 道路の区域変更 (")
- 408 新道路の供用開始等 (")
- 409 道路の区域変更 (")
- 410 新道路の供用開始等 (")
- 411 道路の区域変更 (")
- 412 新道路の供用開始等 (")
- 413 道路の区域変更 (")
- 414 新道路の供用開始等 (")
- 415 道路の区域変更 (")
- 416 新道路の供用開始等 (")
- 417 道路の区域変更 (")
- 418 新道路の供用開始等 (")
- 419 道路の区域変更 (")
- 420 新道路の供用開始等 (")
- 421 道路の区域変更 (")
- 422 新道路の供用開始等 (")
- 423 道路の区域変更 (")
- 424 新道路の供用開始等 (")
- 425 道路の区域変更 (")
- 426 新道路の供用開始等 (")
- 427 道路の区域変更 (")
- 428 新道路の供用開始等 (")
- 429 道路の区域変更 (")
- 430 新道路の供用開始等 (")
- 431 道路の区域変更 (")
- 432 新道路の供用開始等 (")

告 示

和歌山県告示第405号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字島ノ向441番6地先から同町大字志賀字島ノ向402番地先まで	旧	7.10 } 8.50	115.50	
同上	新	8.20 } 52.00	115.50	

和歌山県告示第406号

平成18年和歌山県告示第405号 (道路の区域変更) で告示した道路は、平成18年3月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第407号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	備 考
新宮市相賀字小向井1086番1地先から同市相賀字小向井1086番11地先まで	旧	9.90 } 46.50	162.50	
同上	新	9.90 } 46.50	162.50	

新宮市相賀字小 向692番地先から 同市相賀字浦ノ 平882番3地先ま で	新	5.00 } 33.85	269.50	相賀橋 L=66.50
---	---	-----------------	--------	----------------

和歌山県告示第408号

平成18年和歌山県告示第407号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年3月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山2番1から同町大字日高字下向山8番92まで	旧	6.29 } 9.66	134.10	
同上	新	10.35 } 23.48	134.10	

和歌山県告示第410号

平成18年和歌山県告示第409号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字印南原字楠平3273番1地先から同町大字印南原字楠平3275番1地先まで	旧	12.20 } 29.50	174.00	
同上	新	16.00 } 34.60	174.00	

和歌山県告示第412号

平成18年和歌山県告示第411号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町小森川字瀧谷嶋648番1地内から同町小森川字瀧谷嶋648番1地内まで	旧	6.75 } 25.80	67.70	
同上	新	6.75 } 38.00	67.70	

和歌山県告示第414号

平成18年和歌山県告示第413号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字東大谷字西ノ谷121番地先から同町大字東大谷字西ノ谷123番地先まで	旧	3.40 } 4.10	110.94	
同上	新	6.50 } 11.70	110.94	

和歌山県告示第416号

平成18年和歌山県告示第415号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字杉野原字深谷4番1地先から同町大字杉野原字深谷8番地先まで	旧	5.40 } 11.00	117.50	

同上	新	9.00 } 29.10	117.50	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第418号

平成18年和歌山県告示第417号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字坂野川字堂免331番1地先から同町大字阪野川字柳瀬40番地先まで	旧	4.50 } 22.00	1,436.42	
同上	旧	12.55 } 24.40	1,301.42	
同上	新	12.55 } 24.40	1,301.42	

和歌山県告示第420号

平成18年和歌山県告示第419号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員		延 長	備 考
		メートル			
日高郡印南町大字宮ノ前字藏垣内447番地内から同町大字宮ノ前字藏垣内447番地内まで	旧	8.40	}	45.00	
		11.70			
同上	新	11.10	}	45.00	
		11.80			

和歌山県告示第422号

平成18年和歌山県告示第421号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員		延 長	備 考
		メートル			
海南市沖野々字越前32番3地先から同市野上中字新田161番4地先まで	旧	6.50	}	370.00	仮橋 L=137.00含む
		24.50			
同上	新	13.70	}	370.00	仮橋 L=137.00含む
		24.20			

和歌山県告示第424号

平成18年和歌山県告示第423号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員		延 長	備 考
		メートル			
海南市日方字神田836番7地先から同市日方字深原875番5地先まで	旧	4.50	}	305.00	
		8.50			
同上	新	4.50	}	305.00	
		8.50			
同上	新	12.20	}	297.00	
		24.50			

和歌山県告示第426号

平成18年和歌山県告示第425号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町 高原字下谷67番1 地先から同市中 辺路町高原字下 谷62番地先まで	旧	5.00 } 17.50	446.00	出合橋 L=22.00
同上	旧	9.20 } 18.70	388.00	下谷1号橋 L=41.50 下谷2号橋 L=21.00 下谷トンネ ル L=93.00
同上	新	9.20 } 18.70	388.00	下谷1号橋 L=41.50 下谷2号橋 L=21.00 下谷トンネ ル L=93.00

和歌山県告示第428号

平成18年和歌山県告示第427号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町 大字松瀬字瓜根4 02番2地先から同 町大字松瀬瓜根3 93番2地先まで	旧	5.20 } 11.40	240.00	
同上	新	6.50 } 23.60	240.00	

和歌山県告示第430号

平成18年和歌山県告示第429号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字農 手948番9地先から 同市重根字農 手952番27地先ま で	旧	5.60 } 13.00	45.00	
同上	新	13.00 } 13.70	45.00	

和歌山県告示第432号

平成18年和歌山県告示第431号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹